

① **いとま特例が適用される「やむを得ない事情」及びその犯罪事実確認の期限**

- いとま特例は、新たに対象業務に従事させようとする対象業務従事者について、従事開始までに犯罪事実確認を行うことを原則とする犯罪事実確認義務の例外的な取扱いであることから、法の趣旨を踏まえ、真に必要な場合にのみ適用されるものである。
- いとま特例が適用される「やむを得ない事情」の具体的な内容及び犯罪事実確認の期限は、次の表に掲げるとおり（規則第6条、第7条、第25条及び第26条）。

図表 39 学校設置者等においていとま特例が適用される「やむを得ない事情」及び犯罪事実確認の期限

分類	やむを得ない事情	期限
新規採用	① 学級数の変動等による急な増員や予見不可能な欠員等により、短期間に教員等を採用し、業務に従事させる必要がある場合	従事開始から3月以内  (一定の要件に該当する場合は6月以内(※1))
	② ①以外の場合であって、学校設置者等の責めに帰すことのできない事情により、短期間に教員等を採用し、業務に従事させる必要がある場合	
異動	③ 教育委員会及び国立大学法人間の人事交流その他の異なる事業者への異動に伴い、犯罪事実確認が必要となる場合であって、国等における予算編成上の制約等によって内示等の異動の決定（この表及び次の表において「内示」という。）が従事開始の直前となる時	6月以内(※1))
	④ 教育委員会の事務局から学校への異動その他の同一事業者内で対象業務以外の業務から対象業務への異動に伴い、犯罪事実確認が必要な場合であって、国等における予算編成上の制約等によって内示が従事開始の直前となる時	
事業者間契約	⑤ 労働者派遣契約や請負契約等に基づき教員等として従事させようとする場合であって、当該労働者派遣契約等の締結等が学校設置者等の責めに帰すことのできない事情により、当初の想定よりも遅れたとき	
組織変更等	⑥ 現に行われている学校設置者等に係る事業について、新設合併（私立学校法（昭和24年法律第270号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び会社法（平成17年法律第86号）に定めるものをいう。）、新設分割（会社法に定めるものをいう。）その他の事由により、新たに学校設置者等となる者が承継し、継続して当該	従事開始から6月以内  (法定上限)

分類	やむを得ない事情	期限
	事業を行うこととなる場合	
	⑦ 現に行われている学校設置者等に係る事業について、吸収合併（私立学校法、社会福祉法及び会社法に定めるものをいう。）、吸収分割（会社法に定めるものをいう。）及び事業譲渡その他の事由により、他の学校設置者等である者が承継し、継続して当該事業を行うこととなる場合であって、当該学校設置者等の責めに帰すことのできない事情により、短期間で教員等を業務に従事させる必要があるとき	
	⑧ 学校設置者等に係る事業を、新たにこれらの施設の学校等又は児童福祉事業に係る学校設置者等となる行方場合であって、当該事業の許認可等が当初の想定より遅れるなどの学校設置者等の責めに帰すことのできない事情により、当該事業の許認可等から実際に当該事業の運営を開始するまでの期間が十分に確保できないとき	
その他	⑨ 学校設置者等が、教員等の従事開始までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、当該教員等の従事開始までに交付が受けられない場合	
	⑩ ①から⑨までに掲げるもののほか、災害その他子ども家庭庁長官が特に必要と認める場合	

※1 ①から⑤までに該当することによりいとも特例が適用されている職員又は従業者について、期限（従事開始から3月）までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、当該期限までに当該交付が受けられない場合は、期限を「6月以内」とする。

※2 ⑥の「その他の事由」には、吸収合併、吸収分割及び事業譲渡も含まれる。

図表 40 認定事業者等においていとも特例が適用される「やむを得ない事情」及び犯罪事実確認の期限

分類	やむを得ない事情	期限
新規採用	① 予見不可能な欠員等により、短期間に職員又は従業者を採用し、業務に従事させる必要がある場合	従事開始から3月以内
	② ①を除く、認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、短期間で従業者を採用し、業務に従事させる必要がある場合	（一定の要件に該当する場合は6月以内（※1））
異動	③ 異なる事業者との人事交流その他の事由による異動に伴い、犯罪事実確認が必要となる場合であって、認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、内示が従事開始の直前となるとき	（※1）
	④ 同一事業者内で対象業務以外の業務から対象業務への異動に伴い、犯罪事実確認が必要な場合であって、認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、内示が従事開始の直前となるとき	

分類	やむを得ない事情	期限
事業者間契約	⑤ 労働者派遣契約や請負契約等に基づき教育保育等従事者として従事させようとする場合であって、当該労働者派遣契約等の締結等が認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、当初の想定よりも遅れ、従事開始の直前となる時	
組織変更等	⑥ 現に行われている民間教育保育等事業について、新設合併（社会福祉法に定めるものをいう。）その他の事由により、当該事由によって新たに当該事業に係る認定事業者等となる者が承継し、継続して当該事業を行う場合	従事開始から 6月以内 (法定上限)
	⑦ 現に行われている民間教育保育等事業について、吸収合併（私立学校法、社会福祉法及び会社法に定めるものをいう。）、吸収分割（会社法に定めるものをいう。）及び事業譲渡その他の事由により、当該事業に係る他の認定事業者等である者が承継し、継続して当該事業を行う場合であって、当該認定事業者等の責めに帰すことのできない事情により、短期間で従事者を業務に従事させる必要があるとき	
その他	⑧ 認定事業者等が、従事者の従事開始までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、当該従事者の従事開始までに交付が受けられない場合	
	⑨ ①から⑧までに掲げるもののほか、災害その他子ども家庭庁長官が特に必要と認める場合	

※1 ①から⑤までに該当することにより「いとま特例」が適用されている職員又は従業者について、期限（従事開始から3月）までに十分な余裕をもって犯罪事実確認書の交付を申請したにもかかわらず、当該期限までに当該交付が受けられない場合は、期限を「6月以内」とする。

※2 認定事業者等については、法第26条第3項の規定により、認定時現職者の犯罪事実確認の期限が認定等の日から起算して1年を経過する日とされれば、民間教育保育等事業者の新設や新設合併等（表中⑥を除く。）の組織変更等は同項によることとし、いとま特例の適用はしないものと整理する。

※3 ⑥の「その他の事由」には社会福祉法に基づく吸収合併も含まれる。

○ 上述の「やむを得ない事情」として認められる例及び認められない例として、例えば次の表に掲げるものが想定される。

図表 41 「やむを得ない事情」の具体的な事例

分類	具体例
新規採用	<p>【認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新年度の学校の入学者数や放課後児童クラブの利用者数が想定を上回ることが年度開始直前に分かり、短期間に従事者を採用し従事させる場合</li> <li>・ 急な病欠や辞職、採用辞退等により、代替要員を採用し、従事させる場合</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事件・事故が発生し、こどもの心のケアのため急速支援職を配置する場合</li> <li>・ 欠員が予見されたため、採用活動を継続して行ってきたが応募者がなく、従事予定日直前や、当初の従事予定日を過ぎてから採用できた場合</li> </ul> <p>【認められない例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定年退職等、欠員が予見できたが、計画的に採用活動を行わなかった場合</li> <li>・ 犯罪事実確認を終えるまでの間、法人本部等でこどもと接さない業務に従事させることとしても、事業運営に著しい支障が生じない場合</li> </ul>
異動	<p>【認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会及び国立大学法人間の人事交流で、国又は地方公共団体の予算案が編成された後に、配置を確定させて内示を行うために内示が直前となった場合</li> <li>・ 高齢者介護と保育の両方の事業を行う事業者が、突然退職した保育事業の従事者の補充として高齢者介護事業の従事者を急速異動させる場合</li> </ul> <p>【認められない例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内示の時期を早めることに特段の支障は無いにもかかわらず、慣行として内示は異動直前に行ってきたという理由で、従事開始直前に内示した場合</li> </ul>
事業者間契約	<p>【認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者派遣契約は締結できていたが、派遣元事業主の都合により派遣労働者の通知が遅れ、従事開始の直前になった場合</li> </ul> <p>【認められない例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約の締結等に一定の遅れはあったものの、標準処理期間を踏まえた十分な余裕があったにもかかわらず、犯罪事実確認を行っていなかった場合</li> </ul>
組織変更等	<p>【認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象事業を行う社会福祉法人Aと社会福祉法人Bの新設合併により設立された社会福祉法人Cが、当該新設合併により承継した対象事業に従事する社会福祉法人A及び社会福祉法人Bの多数の元従事者等について犯罪事実確認を行う場合</li> <li>・ 対象事業を行う社会福祉法人Aを吸収合併した社会福祉法人Bが、当該吸収合併により承継した対象事業に従事する社会福祉法人Aの多数の元従事者等について犯罪事実確認を行う場合</li> <li>・ 4月から事業開始するため、2月に認可を受ける予定で適切に手続を進めてきたが、認可権者から認可があったのが3月中旬であり、従事開始まで十分な期間（標準処理期間の最長期間）を確保できなかった場合</li> </ul> <p>【認められない例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吸収合併等の契約の締結日から効力発生日までに十分な期間があり、引き続き対象事業に従事することが決まっていた者について、犯罪事実確認を行う時間的余裕があるにもかかわらず実施していなかった場合</li> </ul>
その他	<p>【認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月から従事開始予定の日本国籍の従事者について、2月に交付申請を行った（十分な期間（標準処理期間の最長期間）を確保して申請を行った）にもかかわらず、従事開始までに交付が受けられない場合</li> </ul>

【認められない例】

- ・ 従事者が戸籍関連情報の提出を行わなかったために手続が遅れたことにより、従事開始の1週間前に交付申請を行った（十分な期間（標準処理期間の最長期間）を確保できずに交付申請を行った）場合

- なお、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、いとも特例により、犯罪事実確認を行う前に対象業務従事者としてその本来の業務に従事させた者があるときは、規則第6条各号または第25条各号に規定する「やむを得ない事情」のいずれかの事由に該当することを証する書類等を保存しなければならない（規則第16条第3項及び第29条第3項）。